

発 監 第 10 号
平成30年7月19日

北栄町長 松本昭夫
北栄町議会議長 飯田正征 様
北栄町教育委員会教育長 別本勝美 様
北栄町農業委員会会長 濱坂良男 様

北栄町監査委員 竹歳秀明

北栄町監査委員 阪本和俊

平成30年度第1回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

1 監査期間 平成30年5月21日（月）、22日（火）

2 監査対象 全 課

3 監査概要

(1) 平成29年度補助金状況について

各課から状況調書等を提出させ、担当課長等から聴取。

(2) 遊具安全点検について

小学校・こども園・レークサイド大栄・お台場公園の最新の遊具点検表（最新のもの）を提出させるとともに、担当課長等立会いのもと、一部現地点検を実施した（レークサイド大栄）。

(3) 現地確認（旧北条庁舎基礎改修工事、由良宿団地建替工事（第2期））

担当課と工事関係者立会いのもと、工事の経過を視察。

4 監査意見

(1) 補助金状況について

各課から状況調書、実績報告書（写）、歳出予算差引簿の提出を受けて、担当課長等から聴取を行った。これに基づき、補助金の支出について意見を述べる。

今後留意していただきたい点は、次のとおりである。

- 1 町民に交付の理由、必要性が十分に伝わるか
- 2 補助金政策過程が十分に伝わるか（基準の明確化）
- 3 補助金による成果・効果を客観的に評価し、検証する仕組みの構築

このことにより、下記の効果が期待できるのではないだろうか。

- 1 財政の効率的運営がなされ、財政の硬直化を防ぐことができる。
- 2 補助金の目的が達成され、効果等が薄れた場合にその廃止を即実行できる。
- 3 支出の明確な原則や基準が確立され、画一的、総花的になる事を防ぐことができる。
- 4 行政の責任において実行すべき事業が補助金の支出という形で安易にされるのを防ぐことができる。

今後の町財政は、少子高齢化の進展により、税収の減少・社会保障費の増加が考えられる。

地方自治法第2条14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められていることを鑑み、補助金支払事務を執行していただきたい。

(2) 遊具安全点検について

前回の現地点検において危険箇所を指摘した遊具については、修繕がされていた。今回の現地点検において指摘した、修繕を必要とする遊具についても、早急に対応していただきたい。今後も安全点検の重要性を認識して法定点検、日常点検を着実に実施し、適切な事務処理と安全対策に努められたい。

(3) 現地確認（旧北条庁舎基礎改修工事、由良宿団地建替工事（第2期））について

特筆すべき問題はなく、おおむね良好に処理されていた。

以上